

# 牛海綿状脳症（BSE）の発生の経緯と対策

小野寺 節

BSEが日本で確認されるまで、「日本は衛生水準が高く、島国であるから、地球の裏側の英国で発生しているBSEがよもや日本で発生するはずがないだろう」と、政府も、国民の大多数も信じていた。このため、発生時の緊急対応マニュアルなどが作成されておらず、BSE発生後の混乱を招く一つの大きな要因となった。この混乱により、国民は牛肉の購入を控え、その結果、牛肉消費量は一時約40%にまで低下した。

最初のBSE牛が確認される10ヶ月前の2000年11月に「BSEに関する技術検討会」が設立され、筆者（TO）がその座長を務めた。未だ発生していない時期に技術検討会が設立される事は、当時の政府にとって画期的なものであった。その使命は次の3点に集約される。①当時のOIE基準を満たすように検査頭数を増加させる、②2000年6月11-14日にパリで開催されたOIE/FAO/WHO専門家会議報告に基づき、牛・羊に対する飼料の規制を行う、③2000年よりEU委員会で国別BSEリスク評価が開始され、日本はアメリカ、カナダと同様にGBRレベル2あるいは3の見通しであったので、日本なりの見解をまとめる、であった。しかしながら、①によりサーベイランスを強化した結果、2001年9月11日、国内初のBSE牛が発見されることになり、技術検討会による検討を待たずして、次々と対策が農林水産省と厚生労働省により打ち出された（表1）。9月12日にはBSEに関する牛の緊急全戸立ち入り調査を開始し、9月19日にはBSEの検査体制が整うまで30ヵ月齢以上の牛の出荷を繰り延べする措置を行っている。さらに、10月15日には、肉骨粉を含む家畜用飼料の製造・販売・給餌を法的に禁止した。そして10月18日には、と畜場における牛の全頭検査が開始され、全ての年齢の牛について、特定危険部位（SRM）の除去・焼却が義務づけられたの

である。この間、全国一斉の検査体制が確立するまでに要した時間は、国内初のBSE牛の確認の日から数えてもわずか1ヵ月という非常に短い期間であった。欧州諸国が対策確立に2-3年要したことを考えると、十分に評価できる速さであった。

表1

1990年	
7月13日	BSEによる英国及び北アイルランドの生体牛輸入禁止（農水） BSEによる英国及び北アイルランドからの温熱処理（136°C, 3気圧, 30分）以外の肉骨粉の輸入禁止（農水）
1996年	
3月26日	英国からの牛肉及びその加工品について輸入自粛指導（厚労）
3月27日	英国からの牛肉加工品及び肉骨粉等の輸入完全停止（農水）
4月16日	反芻動物の肉骨粉の反芻動物への使用を禁止（通達）（農水）
2001年	
1月1日	EU諸国、スイスからの全ての牛製品、肉骨粉等の輸入禁止（農水）
4月1日	アクティブ・サーベイランスの開始（農水）
5月17日	屠畜場におけるアクティブ・サーベイランスの開始（厚労）
9月10日	我国初のBSE発生の疑いについて農林水産省より公表。
9月12日 ～21日	牛用配合飼料工場への緊急立入検査（農水）
9月12日 ～30日	目視による緊急全戸全頭調査（農水）
9月18日	反芻動物に由来する蛋白質の牛への給与を禁止（農水）
9月19日	BSEに対する監視体制の強化（厚労） 24ヵ月齢以上の症状牛の全て及び30ヵ月齢以上の牛の全頭をサーベイランス検査の対象として監視体制の整備を進める。 30ヵ月齢以上の牛の出荷繰り延べ指導（農水）
9月21日	英国獣医研究所の確定診断でBSE陽性と判明
9月27日	12ヵ月齢以上の牛の頭蓋（舌、ほお肉を除く）、脊髄及び全ての牛の回腸遠位部の除去・焼却（厚労）
10月1日	飼料及び肥料用の肉骨粉の製造及び出荷を緊急的に停止（農水） 全ての国からの肉骨粉の輸入禁止（農水）

	全ての国及び地域からの動物性蛋白（肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの）については輸入を停止。		
10月9日	BSEスクリーニング検査の対象拡大の方針決定（厚労）	2002年 4月1日	24ヵ月齢以上の死亡牛の検査の実施（農水） 24ヵ月齢以上の死亡牛についてBSE検査を実施（地理的条件等により、実施が困難な場合を除く）。平成16年4月1日から完全実施。
10月17日	国民の不安を解消するという観点から、30ヵ月齢未満の牛も含めて、全ての牛をスクリーニング検査の対象とする。 特定危険部位の除去・消却を義務付け（厚労） 屠畜場法施行規則の一部改正により、以下を義務付け。 全ての牛の①頭部（舌及びほお肉を除く。施行後1年間は脳及び眼とする。）、②脊髄、③回腸の一部（盲腸との接続部分から2mまでの部分の除去・焼却。	7月4日	トレーサビリティの導入（農水） 牛肉の生産履歴が追跡可能とするため、全ての牛に標識（耳標）をつけ、牛一頭ごとの情報を記録、管理を行う体制を導入。
10月18日	BSE全頭検査の実施（厚労） 全国の食肉衛生検査所等において、食肉処理を行う全ての牛のBSEスクリーニング検査の一斉開始。 BSEサーベイランスの実施（農水） BSE検査対応マニュアルを判定し、農場における異常牛・死亡牛の届出のほか、疑似患畜や中枢神経症状を呈した牛のBSE検査の実施等のサーベイランスを実施。	2004年 1月15日 1月16日 9月6日	牛の脊柱の肥料・飼料利用の禁止（農水） 2004年5月1日より施行 牛の脊柱の除去（厚労） BSE発生国または、発生地域において飼養された牛の肉を、一般消費者に直接販売する場合は、脊柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く）を除去しなければならない等。 2004年2月16日施行 内閣府食品安全委員会は、全頭検査の見直しを行なう。

(平成22年12月例会)

## 看護歴史研究におけるプランゲ文庫の意義

大石 杉乃

### 1. プランゲ文庫とは

第二次世界大戦後、日本はGeneral Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers（連合国軍最高司令官総司令部、GHQ）の占領下に置かれた。GHQは1945年10月2日に設置された。これに先立って1945年9月21日にS. Army Forces in the Pacific（米国太平洋陸軍総司令部；GHQの前身）民事検閲部は日本政府に対し、10項からなる「日本出版法」の施行を指令した。この法律に基づき、日本国内で発行される図書、雑誌、パンフレット、新聞、ビラ、ポスター、写真などの出版物すべてが検閲の対象となった。

GHQ参謀第2部に属したCivil Censorship Detachment (CCD) は、1945年から1949年末の間に日本で発刊されたすべての出版物に対して検閲を行った。CCDが保管していた出版物は、アメリカ、メリーランド大学 Gordon W. Prange Collection

(プランゲ文庫) に保管されている。

プランゲ文庫には、1945年から1949年末までに日本で発行された新聞18,047タイトル、雑誌13,799タイトル、図書とパンフレット約71,000タイトル、報道写真約10,000枚、ポスター約90枚、地図約640枚、検閲関連文書約600,000枚が所蔵されている。

### 2. プランゲ文庫史料を用いた看護分野の研究

日本において「国立国会図書館法」により出版物納本制度（出版物の保管制度）が確立したのが1948年2月であるため、それ以前の出版物を調査するためには、プランゲ文庫の史料が必要である。著者は、文部科学省科研費基盤研究（C）の助成を受け、プランゲ文庫の現地調査を行っている。

現地調査に先立ち、国立国会図書館憲政資料室